

佐倉市都市公園条例（昭和47年7月5日条例第31号）

改正後							改正前								
(公園施設の設置基準)							(公園施設の設置基準)								
第2条の4 (略)							第2条の4 (略)								
2～5 (略)							2～5 (略)								
6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。															
第18条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の運用については、市長とみなす。							第18条 法第5条の3の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の運用については、市長とみなす。								
別表第1の2 (第10条関係)							別表第1の2 (第10条関係)								
区分		単位		金額		摘要	区分		単位		金額		摘要		
行商、募金その他これらに類する行為をすること		1人	1日	250円			行商、募金その他これらに類する行為をすること		1人	1日	170円				
		1平方メートル		170円					1平方メートル		170円				
		1日							1日						
(略)							(略)								
別表第6 (第16条の6関係)							別表第6 (第16条の6関係)								
1 基本施設							1 基本施設								
区分		入場料等を徴収しないで使用する場合			入場料等を徴収して使用する場合		摘要	区分		入場料等を徴収しないで使用する場合			入場料等を徴収して使用する場合		摘要
		2時間	半日	1日	半日	1日				2時間	半日	1日	半日	1日	
長嶋茂雄記念岩	一般	2,430円	4,860円	9,720円	24,300円	48,600円		長嶋茂雄記念岩	一般	1,620円	3,240円	6,480円	16,200円	32,400円	
	高・大・学	1,290円	2,580円	5,170円	12,150円	24,300円			高・大・学	860円	1,720円	3,450円	8,100円	16,200円	
	小・中・学	810円	1,620円	3,240円					小・中・学	540円	1,080円	2,160円			

改正後							改正前								
名 球 場	生						名 球 場	生						名 球 場	
	職 業 野 球				<u>72,900円</u>	<u>145,800円</u>		職 業 野 球				<u>48,600円</u>	<u>97,200円</u>		職 業 野 球
	会 議 室	430円	860円	1,720 円	860円	1,720円		会 議 室	430円	860円	1,720 円	860円	1,720円		
岩 名 第 2 球 場	一 般	<u>1,620 円</u>	<u>3,240 円</u>	<u>6,480 円</u>			岩 名 第 2 球 場	一 般	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>	<u>4,320 円</u>			岩 名 第 2 球 場	
	高 ・ 大 学 生	<u>810円</u>	<u>1,620 円</u>	<u>3,240 円</u>				高 ・ 大 学 生	<u>540円</u>	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>				岩 名 第 2 球 場
	小 ・ 中 学 生	<u>480円</u>	<u>960円</u>	<u>1,930 円</u>				小 ・ 中 学 生	<u>320円</u>	<u>640円</u>	<u>1,290 円</u>				
大 作 球 場	一 般	<u>1,620 円</u>	<u>3,240 円</u>	<u>6,480 円</u>			大 作 球 場	一 般	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>	<u>4,320 円</u>			大 作 球 場	
	高 ・ 大 学 生	<u>810円</u>	<u>1,620 円</u>	<u>3,240 円</u>				高 ・ 大 学 生	<u>540円</u>	<u>1,080 円</u>	<u>2,160 円</u>				大 作 球 場
	小 ・ 中 学 生	<u>480円</u>	<u>960円</u>	<u>1,930 円</u>				小 ・ 中 学 生	<u>320円</u>	<u>640円</u>	<u>1,290 円</u>				
陸 上 競 技 場	団 体	一 般	<u>9,720 円</u>	<u>19,440 円</u>	<u>32,400円</u>	<u>64,800円</u>	陸 上 競 技 場	団 体	一 般	<u>6,480 円</u>	<u>12,960 円</u>	<u>21,600円</u>	<u>43,200円</u>	陸 上 競 技 場	
		高 ・ 大 学 生	<u>1,290 円</u>	<u>2,580 円</u>	<u>8,100円</u>	<u>16,200円</u>			高 ・ 大 学 生	<u>860円</u>	<u>1,720 円</u>	<u>5,400円</u>	<u>10,800円</u>		陸 上 競 技 場
		小 ・ 中	<u>810円</u>	<u>1,620 円</u>					小 ・ 中	<u>540円</u>	<u>1,080 円</u>				

改正後							改正前							
	学生													
	アマチュアスポーツ以外				<u>97,200円</u>	<u>194,400円</u>				<u>64,800円</u>	<u>129,600円</u>			
	個人	1回		<u>150円</u>						1回	<u>100円</u>			
(略)							(略)							
テニスコート(1コート)	一般	<u>640円</u>	<u>1,280円</u>	<u>2,560円</u>	<u>12,860円</u>	<u>25,720円</u>				<u>430円</u>	<u>860円</u>	<u>1,720円</u>	<u>8,640円</u>	<u>17,280円</u>
	高・大生	<u>310円</u>	<u>640円</u>	<u>1,280円</u>	<u>6,430円</u>	<u>12,860円</u>				<u>210円</u>	<u>430円</u>	<u>860円</u>	<u>4,320円</u>	<u>8,640円</u>
	小・中学生	<u>150円</u>	<u>310円</u>	<u>640円</u>						<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>430円</u>		
	職業テニス				<u>25,720円</u>	<u>51,440円</u>							<u>17,280円</u>	<u>34,560円</u>

改正後							改正前						
につき) テニスコート(人工芝)(1コートにつき)	一般	<u>1,240円</u>	<u>2,460円</u>	<u>4,920円</u>	<u>24,580円</u>	<u>49,170円</u>							
	高・学 大生	<u>630円</u>	<u>1,240円</u>	<u>2,460円</u>	<u>12,280円</u>	<u>24,580円</u>							
	小・学 中生	<u>310円</u>	<u>630円</u>	<u>1,240円</u>									
	職業 テニス				<u>49,170円</u>	<u>98,350円</u>					<u>32,910円</u>	<u>65,830円</u>	
スポーツ資料館 会議室		1時間 <u>310円</u>											
につき) テニスコート(人工芝)(1コートにつき)	一般	<u>830円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,290円</u>	<u>16,450円</u>	<u>32,910円</u>							
	高・学 大生	<u>420円</u>	<u>830円</u>	<u>1,650円</u>	<u>8,220円</u>	<u>16,450円</u>							
	小・学 中生	<u>210円</u>	<u>420円</u>	<u>830円</u>									
	職業 テニス										<u>32,910円</u>	<u>65,830円</u>	
スポーツ資料館 会議室		1時間 <u>210円</u>											

改正後					改正前						
プ ー ル	一般 (高 校 生 以 上)	1回	480円		プ ー ル	一般 (高 校 生 以 上)	1回	320円			
	小・ 中 学 生	1回	150円			小・ 中 学 生	1回	100円			
	ロッ カー	1回	50円			ロッ カー	1回	50円			
(略)					(略)						
備考					備考						
1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。					1 市外居住者が基本施設（プールを除く。）を使用するときは、区分における利用料金の2倍の金額を上限とする。						
2 スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。					2 スポーツ資料館会議室について使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該区分における利用料金を別に徴収する。						
2 附帯設備					2 附帯設備						
設備		使用時間		利用料金の上限額		設備		利用料金の上限額			
(略)					(略)						
長鳴茂雄記念岩名球場照明設備		30分		全点灯	5,430円	長鳴茂雄記念岩名球場照明設備		30分		全点灯	5,140円
				3分の2点灯	4,780円					3分の2点灯	4,530円
岩名球技場照明設備		1時間		全点灯	3,110円	岩名球技場照明設備		1時間		全点灯	2,470円
				2分の1点灯	1,560円					2分の1点灯	1,240円
				3分の1点灯	1,040円					3分の1点灯	830円

附 則 (平成X年X月X日条例第X号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の2の規定は、平成30年4月1日以後の同条例第3条第1項第1号に掲げる行為に係る使用料について適用する。
- 3 新条例別表第6の規定は、平成31年4月1日以後の有料施設の使用に係る利用料金の上限額について適用する。